



2022年10月28日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 植 田 俊 二 (コード番号:1997 東証スタンダード) 問 合 せ 先 取締役上席執行役員 片 桐 倫 明 電 話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員異動に関するお知らせ

当社は、2022年8月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針である旨を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、2022年11月22日に開催予定の当社第69期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、本定時株主総会において、「定款一部変更の件」及び監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関する議案を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

本年 11 月 22 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

- (1)変更の目的
- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、電子提供措置等に関する規定を新設するとともに、不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除を行うものです。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものです。
- (2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 11 月 22 日 (火) (予定) 定款変更の効力発生日

2022年11月22日(火)(予定)

3. 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名		現役職名
植田 俊二	代表取締役	社長執行役員	同左
白石 学	取締役 常	常務執行役員	同左
岩井 淳	取締役 上	上席執行役員	同左
片桐 倫明	取締役 上	上席執行役員	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
吉田 孝夫 (新任)	取締役(常勤監査等委員)	常勤監査役
根本 幸司 (新任)	社外取締役 (監査等委員)	社外監査役
植崎 明夫 (新任)	社外取締役 (監査等委員)	_

(3) 退任予定の取締役・監査役(本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
長野 正紀	退任	社外取締役
春日 均	退任	社外監査役

以

【別紙】		
現行定款	変更案	
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)	
(機 関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3)</u> 会計監査人	
第 5 条~第 16 条 (条文省略)	第 5 条〜第 16 条 (現行どおり)	
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載ま たは表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供したものとみな すことができる。	(削 除)	
(新 設)	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をとる	
(新 設)	ものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	
第 18 条~第 19 条 (条文省略)	第 18 条~第 19 条 (現行どおり)	
(員 数) 第20条 当会社の取締役は、7名以内とする。	(員 数) 第 20 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。以下</u> 「監査等委員でない取締役」という。)は、7 名以内と する。	
(新 設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とす る。	
(選任方法)	(選任方法)	
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役を区別して、株主総会において選任する。	
2 (条文省略)		
3 (条文省略)	3 (現行どおり)	

現行定款 変更案 (任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定す 第 23 条 る。

> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役 社長各1名を選定することができる。

(条文省略) 第 24 条

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締 役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。

> 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開催することがで きる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締 役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっ て行う。

> 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につ いて書面または電磁的記録により同意したときは、取 締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役 が異議を述べたときはこの限りでない。

(任期)

第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。

> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(補欠の監査等委員)

第 23 条 当会社は、法令または定款に定める監査等委員であ る取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総 会において補欠の監査等委員である取締役を選任す ること<u>ができる。</u>

> 補欠の監査等委員である取締役の選任決議につい ては、第21条の規定を準用する。

> 第 1 項により選任された補欠の監査等委員である 取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の 任期は、前任者の残任期間とする。

> 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選 任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって監査等委員でない取 第 24 条 締役の中から代表取締役を選定する。

> 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取 締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定す ることができる。

(現行どおり) 第 25 条

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締 役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっ て行う。

> 2 当会社は、取締役の全員(当該事項について議決に 加わることができる者に限る。) が取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録により同意したと きは、取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
第 <u>27</u> 条~第 <u>28</u> 条 (条文省略)	第 <u>28</u> 条~第 <u>29</u> 条 (現行どおり)
(報酬等) 第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい う。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締 役を区別して、株主総会の決議によって定める。
第 <u>30</u> 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
(新 設)	(重要な業務遂行の決定の委任) 第 32 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除) (削 除)
(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の	(削除)
時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。	(削 除)
(補欠監査役) 第34条 当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を 欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監	(削 除)
<u> </u>	(削 除)
の規定を準用する。 3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就	(削 除)
任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4 補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削 除)

現行定款 変更案 (常勤の監査役) (常勤の監査等委員) 第 <u>35</u>条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>若干名 第 <u>33</u>条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委 を選定する。 員若干名を選定する。 (監査役会の招集通知) (監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各 第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査 監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があ 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。 るときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続き 経ないで監査役会を開催することができる。 を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (監査役会規程) (監査等委員会規程) 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほ 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の か、監査役会において定める監査役会規程による。 ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程 による。 (報酬等) (削 除) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め る。 (社外監査役との責任限定契約) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 (削除) 外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償 責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とす る。 第 40 条~第 41 条 (条文省略) 第36条~第37条 (現行どおり) (報酬等) (報酬等) 当会社は、会計監査人の報酬等を、監査役会の同意 第 42 条 第 38 条 当会社は、会計監査人の報酬等を、監査等委員会の を得て定める。 同意を得て定める。 第 43 条~第 46 条 (条文省略) (現行どおり) 第 39 条~第 42 条 (新 設) 附 則 (電子提供措置の経過規定) (新 設) 第 1 条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行 の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会

する。

(新 設)

については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有

本条の規定は、施行日から6か月を経過した日また は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のい

ずれか遅い日後にこれを削除する。

現行定款	変更案	
	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過規定)	
(新 設)	第2条 第69 期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1 項の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者 を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお 同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条の 定めるところによる。	